

環 境 省

(中国四国地方環境事務所)

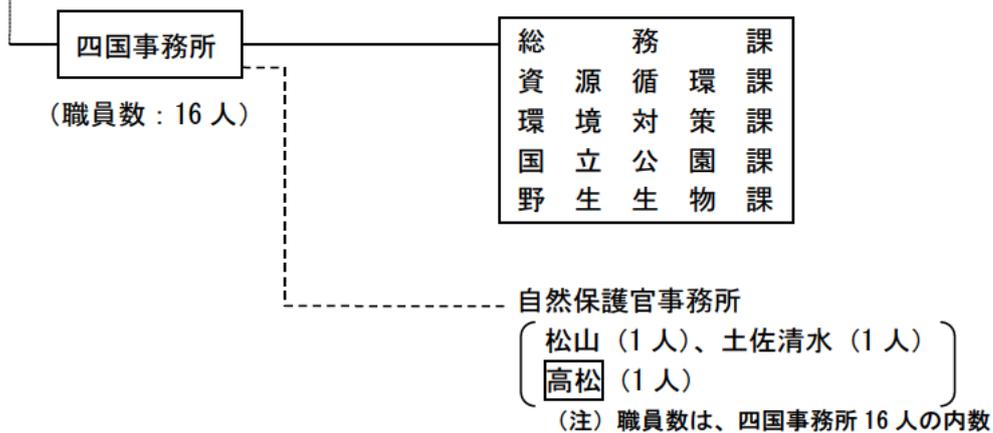
四国事務所

〒760-0019 高松市サンポート 3-33 高松サンポート合同庁舎南館 2 階
 TEL (087) 811-7240 (087) 811-6227 [自然関係]
 FAX (087) 822-6203
 (メールアドレス) MOE-SHIKOKU@env.go.jp
 (ホームページアドレス) <http://chushikoku.env.go.jp/shikoku/>

高松自然保護官事務所 〒760-0019 高松市サンポート 3-33
 高松サンポート合同庁舎 2 階
 TEL (087) 811-6227 FAX (087) 822-6203

[組織及び職員数]

(中国四国地方環境事務所)



設置根拠	環境省設置法第 12 条、環境省組織令第 44 条、環境省組織規則第 27 条、 地方環境事務所組織規則第 2 条、地方環境事務所組織細則第 6 条
所掌事務	1 資源循環関係 (1) 災害廃棄物対策 (2) 循環型社会の構築（「3R」の推進） (3) 廃棄物の適正処理の推進など 2 環境対策関係 (1) 地球温暖化対策 (2) 環境教育・環境保全活動の推進 (3) 公害・化学物質への対応など (4) 環境パートナーシップの構築など 3 国立公園関係 (1) 瀬戸内海国立公園及び足摺宇和海国立公園の管理 (2) 自然環境の保全や自然再生 (3) 自然観察会などによる自然とのふれあいの推進など

所 掌 事 務	<p>4 野生生物関係</p> <p>(1) 絶滅のおそれのある野生動植物の保護</p> <p>(2) 国指定鳥獣保護区の管理及び野生鳥獣の保護と適正な狩猟の推進</p> <p>(3) 外来生物対策</p> <p>〔高松自然保護官事務所〕</p> <p>1 笹ヶ峰自然環境保全地域に関すること</p> <p>2 瀬戸内海国立公園に関すること（徳島県及び香川県の区域に係るものに限る）</p> <p>3 国指定剣山山系鳥獣保護区及び国指定石鎚山系鳥獣保護区に関すること</p>
管 轄 区 域	<p>徳島県、香川県、愛媛県、高知県</p> <p>〔高松自然保護官事務所〕</p> <p>瀬戸内海国立公園（徳島県及び香川県の区域に係るものに限る）、笹ヶ峰自然環境保全地域、国指定剣山山系鳥獣保護区、国指定石鎚山系鳥獣保護区</p>
情報公開・個人情報保護窓口	<p>中国四国地方環境事務所総務課</p> <p>TEL (086) 223-1577</p> <p>(注) 四国事務所及び下部機関に関する情報の開示請求等は、上記窓口で受付けています。</p>
各種相談・案内窓口	<p>内容：環境行政全般</p> <p>所員全員が対応</p> <p>TEL (087) 811-7240</p>